

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年度（２０１９年度）第１６回（定例会）

署名人 本 仲 範 男

教育長 田 端 一 正

開催日時 令和元年（２０１９年）１２月１３日（金）

開会 午後２時００分

閉会 午後２時４５分

開催場所 那覇市役所１１階 １１０１Ａ・Ｂ会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、平安真希子主査、平良俊弥主査

（施設課）當間弘課長、山城吉史主幹、真喜志和弘主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

【市民文化部】比嘉世顕部長

（文化財課）末吉正睦課長、内間靖副参事、國吉裕子主幹、根路銘敦子主任主事

議事日程 ※議事日程３は非公開案件に該当。

１ 議案第２４号 那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について

２ 報告１ 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について

３ 報告２ 臨時代理の承認について

※令和元年度那覇市一般会計補正予算（２月補正）に関する意見の申出について

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 それではこれから会議が始まりますが、本日、喜屋武委員は欠席となります。定数は満たしておりますので会議を進めて行きたいと思います。令和元年度第16回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは、議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」を議題いたします。比嘉市民文化部長、お願いいたします。

比嘉部長 はいさい 市民文化部長の比嘉でございます。文化財課の案件ということで、今日、第24号議案を提出させていただいております。那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査臨時調査委員を別紙のとおり委嘱するということで提案させていただいております。提案理由を読み上げます。那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の任期満了により、那覇市文化財保護条例第4条及び那覇市文化財審議会規則第4条の規定に基づき委員を委嘱する必要があるため、この案を提出してございます。詳細については、担当の末吉文化財課長の方から説明させていただきます。

田端教育長 末吉文化財課長、よろしくお願いします。

末吉課長 はいさい 文化財課の末吉でございます。議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」、ご説明いたします。

最初に文化財調査審議会委員の委嘱について説明いたします。お手元にあります資料の2ページをご覧ください。那覇市文化財調査審議会の根拠規定となります那覇市文化財保護条例を抜粋して掲載しております。条例第4条では、文化財について調査・審議する那覇市文化財調査審議会を設置し、委員は12人以内で、教育委員会が委嘱する旨、定めております。この規定に基づきまして、1ページの上の方に示してあります11名を調査審議会委員として委嘱する案を提出しております。現在も11名の方に委員をお願いしておりまして、全員が再任となっています。調査審議会の委員は、考古・歴史・民族・建造物・美術工芸の専門家で、平均年齢は67歳でございます。任期は令和元年12月24日から令和3年12月23日までの2年間で予定しております。委員は12名以内という規定に基づきまして、11名の委員を提案させていただいておりますが、諮問事項について十分に調査・審議できる委員構成となっていると考えております。なお、昨年度は審議会を1回開催しておりまして、首里末吉町にある井戸、イリヌカーの市指定に向けた今後の方針について、ご審議いただいております。

続きまして、臨時調査委員の委嘱についてご説明します。資料の3ページをお願いします。那覇市文化財調査審議会の臨時調査委員を置く根拠規定となる那覇市文化財調査審議会規則を掲載しております。規則第4条では、調査審議会に資料の収集、専門的調査を行うための臨時調査委員を置くことができること、教育委員会が委嘱する旨、定めております。この規定に基づきまして、1ページの下の方に示しております臨時調査委員5名を委嘱する案を提出しております。臨時調査委員にはそれぞれ個

別の専門分野において、特にその知見を必要とする案件が生じた際に調査等を依頼することになります。専門分野は、造園・民俗学・形質人類学・考古資料・古文書学に分かれております。なお、臨時調査委員は定例の審議会には出席はいたしません。以上が説明でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

田端教育長 ありがとうございました。では、ただいまの件についてご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。大丈夫ですか。任期が令和元年12月24日から令和3年12月23日の2年間ということであります。他によろしいですか。それでは、ご意見、ご質問ないということでもありますので、議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」は、議決いたしました。

続きまして、次の議題ですけれども、報告1「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」、説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 報告1「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について別紙のとおり報告する。令和元年12月13日提出。教育長 田端 一正。報告理由 学校施設環境改善交付金交付要綱第3条に基づき作成した平成27年から29年施設整備計画事業を完了したことから、同要綱第8条の施設整備計画の達成状況等について事後評価を行ったので、その結果を報告する。詳細は施設課の方から説明いたします。

田端教育長 當間施設課長、お願いします。

當間課長 施設課です。よろしくお願いいたします。担当の方から詳細について説明させていただきます。

田端教育長 よろしくお願いいたします。

真喜志主査 教育委員会施設課の真喜志です。よろしくお願いいたします。これより報告1「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」、ご説明させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。まず、お手元の資料の7ページをご覧ください。本市では、国庫補助事業により小中学校改築事業等を進めているところです。国庫補助事業である学校施設環境改善交付金の交付にあたっては、施設整備計画を作成し文部科学大臣へ提出することが、平成18年度以降の交付要件とされています。また、施設整備計画の終了後には当該計画に対する事後評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣あてに提出する必要があるがございます。11月に県教育庁より、これまでの施設整備計画のうち、事業が完了しているものについて、事後評価を提出するよう県内市町村あてに依頼がありました。続いて資料8ページをご覧ください。本市では、平成18年度より3年毎の区切りで、これまで合計5つの施設整備計画を

作成しており、うち4つの施設整備計画については、全事業が完了しています。既に平成18年度から20年度、平成21年度から23年度、平成24年度から26年度の施設整備計画の事後評価を終えておりますが、平成27年度から29年度の施設整備計画の事後評価については、未実施となっております。次の資料の9ページをご覧ください。先ほど説明しましたとおり国庫補助の交付を受けるためには、施設整備計画を作成し、文部科学大臣あて提出するよう、交付要綱第3「施設整備計画」に規定されております。資料10ページをご覧ください。同じく交付要綱第8「施設整備計画の事後評価」には、事後評価を行い、公表するとともに、文部科学大臣あて提出するよう規定されております。資料11ページをご覧ください。こちらは事後評価の実施要領となります。事後評価の具体的な実施方法は各地方公共団体に委ねられております。次に資料の12ページをご覧ください。こちらが平成27年度から29年度の施設整備計画です。数回の計画変更を重ね、平成28年9月に最終となる変更計画を提出しております。12ページ以降は当施設整備計画が17ページまで続きますが、内容については割愛させていただきます。

資料1ページに戻ります。こちらが本報告である平成27年度から29年度の施設整備計画の事後評価です。事後評価は定められた様式に従い定型的に事後評価を行うこととなります。なお、平成29年度に施設整備計画の様式の改定があったことにより、平成29年度から平成31年度を新たな施設整備計画として作成したため、本評価では平成28年度までの事業の事後評価としております。資料の2ページをご覧ください。事後評価として、①「地震、津波等の災害に備えるための整備」についてです。評価項目は耐震化率の目標に対する達成状況となっております。2年間の計画期間中に大名小学校の体育館や真和志小学校の体育館、鏡原中学校の校舎、開南幼稚園・真和志幼稚園・城南幼稚園の園舎などの改築事業を終えております。また、泊小学校の校舎、開南小学校の校舎、仲井真小学校の校舎及び体育館、那覇中学校の校舎の耐震改修事業を終え、それぞれ耐震化率が向上しておりますが、先ほど説明しましたように平成29年度については、今回の事後評価にて評価するため、耐震化率については目標を一部未達成として評価しております。また、地震時の安全性の確保として、仲井真中学校、寄宮中学校の武道場の非構造部材（天井）の耐震化対策についても完了しております。資料3ページから4ページの説明をします。②「防犯対策など安全の確保を図る整備」、③「教育環境の質的な向上を図る整備」、④「施設の特性に配慮した教育環境充実を図る整備」については、当該計画期間内では実施しておりません。事後評価の総合所見及び今後の施設整備計画への反映等については、記載のとおりとなっております。次に資料の5ページから6ページについてです。こちらのページについては、計画に記載された事業の一覧となっております。なお、この事業の事後評価については、今回の報告終了後、県教育庁を經由して文部科学大臣まで報告する予定となっております。また、施設整備計画と併せて事後評価についても、施設課のホームページ上に公表を予定しております。以上、報告1「学校施設環境改善

交付金に係る施設整備計画の事後評価について」、説明を終わりたいと思います。

田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見、ご質問等ありましたら
お願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 よくわかりました。ありがとうございました。要するに、今の添付資料1ページか
ら6ページまでが、県を経由して国に行くということによろしいですね。

真喜志主査 はい。

田端教育長 ありがとうございます。他にありますでしょうか。よろしいですか。大丈夫でしょ
うか。それでは、ご質問、ご意見がないということでもありますので、報告1「学校施
設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」は、ここで終了したいと
思います。

それでは、次に会議の非公開について諮りたいと思います。報告2は予算に関する
案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。報告2は非公開とし
てよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは非公開とします。関係者以外は退席をお願いいた
します。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上を持ちまして、令和元年度第16回教育委員会会議（定例
会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第24号	那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査 委員の委嘱について	原案どおり可決
報告2	臨時代理の承認について ※令和元年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）に関する意見の 申出について	承認